

国民健康保険税

納税通知書を発送します



国民健康保険税は、加入者の負担能力に応じて賦課され、 病気やけがの医療費支払いに充てる大切な財源です。

今年度の税額は平成21年中の所得を基に算定されたもの で、基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課 税分の合計額となっています。基礎課税分と後期高齢者支援 金等課税分は全加入者が、介護納付金課税分は40歳以上65 歳未満の加入者が課税対象となります。

納税通知書・税額決定通知書を発送

これまで納付書や口座振替の方法で納付していた世帯主に は、7月15日に納税通知書を発送します。

年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主に は、税額決定通知書を7月22日に発送します。希望する場合 は申し出により口座振替で納付することもできます。申し出 の時期により納付方法の切替時期が異なるので、くわしくは 保険年金課へ問い合わせてください。

国民健康保険税の軽減

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額と平等割額 の軽減制度があります。世帯主と加入世帯員(所得申告を要 する人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、 軽減の適用を受けることができませんので、速やかに申告を お願いします。

- ○7割軽減…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の 所得)が、33万円以下の世帯
- ○5割軽減…前年中の合計所得が、33万円+24万5千円×世 帯主以外の加入世帯員数で算出した額以下の世帯
- ○2割軽減…前年中の合計所得が、33万円+35万円×加入 世帯員数で算出した額以下の世帯

災害などの特別な事情により生活が著しく困難なときは、 分割納付や減免を受けられる場合があります。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。納税の相談は納税課(☎20-1519)へ。



🍊 国民年金保険料の免除制度

納付が困難な場合は申請を

平成22年度の国民年金保険料は月額15,100円です。将来 年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める 必要があります。しかし、経済的な理由で納付が困難な場合 は、申請をすることにより保険料の全額免除や一部免除を受 けることができます。

- ○全額免除…保険料の全額が免除
- ○4分の1納付…保険料の4分の3が免除
- ○2分の1納付…保険料の2分の1が免除
- ○4分の3納付…保険料の4分の1が免除

免除制度を利用するには、本人・配偶者・世帯主の前年の 所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。承認 期間は、平成22年7月分から23年6月分までです(平成21年 7月分から22年6月分の免除を受けるには今月中の申請が必 要)。現在、給付されている国民年金の2分の1は国の負担で 賄われています。そのため全額免除の期間があっても、受け 取る年金には国の負担に相当する額が算入されます。保険料 の免除や猶予を受けず、未納のまま放置すると将来の基礎年



金やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金などが受 けられない場合があります。一部納付制度を利用しても納め るべき一部保険料に未納があれば無効となり、受給資格期間 と年金額に算入されませんので注意してください。

そのほかの免除制度

- ○若年者納付猶予制度…30歳未満の人が対象(所得審査あ り。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- ○学生納付特例制度…学生が対象(所得審査あり。年金額を 計算する際には、この期間は算入されません)
- ○法定免除…障害年金や生活保護を受けている人が対象(こ の期間の年金額は2分の1になります)

※くわしくはねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)または保険年金課(☎20-1547)へ。